

## 第255回鳥取県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 日 時 平成25年5月21日（火）午後1時30分から
- 2 場 所 倉吉交流プラザ2階 生涯学習センター第1研修室  
所在地：鳥取県倉吉市駄経寺町187-1
- 3 出席者 委 員：足立委員、小林功委員、佐藤委員、小谷委員〔会長〕、水谷委員、川原委員、桐原委員、番原委員  
事務局：岸本事務局長、宮永次長、松原書記  
鳥取県：水産課 清家漁業調整担当係長、  
鳥取県栽培漁業センター福井養殖・漁場環境室長
- 4 傍聴者 なし
- 5 議 事
  - (1) 漁場計画（案）の一部変更について（協議）
  - (2) 漁業権の免許一斉切替えに係る漁場計画（案）について（答申）

### <議事経過及び結果について>

事務局長による開会の宣言、会長による挨拶、会長が議事録署名委員として佐藤委員及び桐原委員を指名した後、議事に入った。

### 議事

#### (1) 漁場計画（案）の一部変更について（協議）

〔小谷会長〕

それでは、事務局説明をお願いします。

〔岸本事務局長〕

それでは、手元の資料の1ページからでございますが、漁場計画（案）の概要というのが1ページでございます。実はですね、諮問をさせていただいたところでございますが、昨日、電話のほうもさせていただいたんですが、一部、漁場計画（案）のですね、修正を行わせていただくということで、本日その冒頭の答申をいただく前にご説明させていただくこととさせていただきました。1ページにありますように湖山池のところでございます。制限又は条件のところの後半部分でございますが、その部分を削除するという内容でございます。この理由でございますが、2ページをお開きいただきたいんですけど、上のほうの四角い枠で囲っておりますけども、湖山池

の塩分濃度、湖山池将来ビジョンにおいてですね、東郷池と同程度ということで、2000mg/ℓ(ミリグラムパーリットル)から 5000mg/ℓ(ミリグラムパーリットル)と、よく ppm という単位を使いますが、そういう塩分濃度で調整をするということとなっております。実は、現在もう 6000 を超えておるといふなことでですね、水門操作による塩分濃度を下げる取り組みを行うということが必要となつたわけですが、それをするのかしないのかということがですね、湖山池漁協と昨年の夏以来、協議を続けておりました。実はその先週の末ですけども、5月の18日の土曜日に実施をいたしまして、協議の場におきましてですね、下のほうに記載をしておりますけども水門操作をしていくということで協議が整いましてですね。その新たにお聞きしようとした先ほどの部分でございますけども、制限又は条件のその一部部分につきましてその必要性が無くなり、削除するということにしたものでございます。その下のほうにですね、具体的な水門操作のことを記載をしておりますけども、ちょうど、この1というふうに書いておりますけど、当面の塩分関与のため水門操作についての部分ですが、括弧について、基本の水門操作ということでですね、川の流れが逆流時の場合、又は、順流時の場合ということで、順流時というのは湖山池から海に向かって出る場合順流時ですが、その場合は、水門すべて開放いたします。第1樋門第2樋門その横にあります船通しすべて開放なんですけど、逆流時についてはですね、つまり、海のほうから湖山池に入ってくるですね、第1を閉めて、今までは船通しを全部開放しておりましたが、この部分をですね一部開放ということで水門操作をしていこうということでございます。逆流時の場合の塩分が入ってくる場所の調整と言いますか、水門操作を丁寧にやっていこうということでございます。そのスタンスとしたいと思っておりますけども、貧酸素化の発生に配慮いたしまして、前提にはしないということにしておりまして、必ず水の流れは作ってですね、貧酸素の発生は抑えてくるということでございます。で、また、その下のほうにも異常時の対応ということで2番に書いておりますけども、塩分濃度ばかりでなくてですね、貧酸素、他のところも見ながらですね、溶存酸素が下がったなということがあればですね、ただちにまた船通しはすべて開けるというのはですね、そうゆうふうな操作をすぐ切り替えるようにしていくこと、ということでございます。この具体的にはですね、この木曜、今週木曜日からですね、これがスタートできるかなということで体勢を整えているというところでございます。このような形で、湖山池漁協と協力しながらやっていこうということで整ったということでございます。それでですね、これは土曜日にこういう話になりましてですね、それではこの内水面漁場管理委員会に諮問している内容をですね、漁場計画(案)についてどうするのかということが、実は、私のほう内部的にも協議、ほんとに短時間で協議することになったんですけど、やはり、法的にみたときにですね、今、条件を付けているわけですけども、これは公益上必要がある場合に条件を付けれるということになってるんですね。その公益を確保するための、そのために条件が設定できるといことになっておりましてですね、水門操作を実際に行うことができる実施することで、スタートできるという状況になりますとですね、その公益を確保するために条件を付けるという、その辺の前提がなくなっちゃうということになりましてですね。要するに、条件を付けること自体にちょっとその、法的にどうなの。言い方を換えると、法律上問題があるんじゃないのというふうな状況になります。公益をちゃんとクリアできるのであれば、条件を付けてはいけないというような解釈もできます

ので、ということになりますとですね、諮問した県の責任としてですね、きっちり諮問、漁場計画(案)から削除しないと、また、それがとるべき県の姿勢だろうということになりました。内部、県庁の中での協議の結果ですけど、もし間に合わなければですね、この場で、ちょうど法律の問題になりますんで、皆さんの手で、議論の結果、落とすというようにお願いするという方法もとれないこともなかったんですが、ただ、それは県の姿勢としてよろしくないだろうということになりました。やはり、諮問したほうがですね、後から状況の変化によって法律的にちょっと今よろしくないという状況になればですね、それは法的にちゃんとクリアできるように諮問した側が修正するときに知事決済をとって修正をしようということでございます。それがですね、漁場管理委員会の委員の皆さんに対しても礼儀だろうなということでそうしたことでございます。公聴会云々とのですね、整合性はどうかというふうなご心配があるかのございます。公聴会が済んだ後からここ変更していいのと、ご意見もあるんじゃないかなと思うんですけども、実はですね、漁業権の中で制限又は条件という部分についてはですね、これは行政行為の附款というふうな説明にはなっているんですけど、要するに、漁業権の内容を構成する主要の要素ではないということですね、漁業権を設定するときにはあわせて、制限又は条件のところもあわせてオープンにして公聴会でもご意見も伺うということになるんですけど、制限又は条件のところだけ、例えば、免許した後からその部分だけ後から追加するっといったときにはですね、委員会のご意見は聞きますけども、公聴会を開きなさいとかですね、そういうふうな法的な縛りはないです。そういうふうなこともありましてですね、県の政策法務課というところ、法律の専門家が揃っている部署があるんですけど、そこの意見も聞いたんですけど、今回のケースについては、また改めて公聴会を開くというふうな必要は無いだろうということですね、そういう判断も検討して行ったところでございます。いろいろとですね、急に条件を付けて、また急にとるというふうことでちょっとバタバタしてですね、大変見苦しいようなところをお見せしたようなことになってますけども、一応、整合性の整理をしたというふうなところでございます。よろしく願いいたします。

〔小谷会長〕

議事の内容、議案の内容はお分かりかと思えますけども、湖山池の漁業計画の中の制限条件を削除したいということだと、で、後からの説明のほうは、そういうその流れが手続き的、法的にどうかということについての説明をいただいたと思っております。私も委員の皆さんも事前に電話等で連絡していただいて知っておられることかと思えます。私は私の中で一応委員長、会長ということがありますので、この件については委員会の存在を一体どういう具合に考えてればいいのかということが、ひとつ大きな問題として私の中にはありましたし、それからもうひとつは、手続き的にどうか、確かに急を要する部分というのはあるけども、今ちょっと説明があったわけですけども、普通から言えば、諮問された案はすでに公示という形で公にされとるわけですが、それは誰の責任で出したかっというと委員会の責任で公に出しとるわけです。公に出したものの大元がまあいうと、知る場というのが公聴会なわけです。いろんな状況があるということ、知る場所が公聴会と、そこの公聴会での意見が無いのに、このような案の計画変更が出てきて、そういうようなことになると、諮問のやり直しということで、これも今の話しにありましたけど

も、本来から言えば諮問のやり直しをすることのほうが、委員会としての顔が立つんだろうと私は思います。結局、それを含めた審議をしたことは、一体何だったんだと、この前の審議でもこの部分だけでしたからね。審議の中に入っているのも。そういうところがありますと、私たちは素人ですし、私自身素人ですし、この漁協の方もおられるわけなんですけど、やっていながら漁場の管理ということについては、漁協さんの協力を得ないと、円滑に進めるっていうことは難しいだろうとそういう認識はきちんと持つつもりです。ですから、それなりに意見を大切に尊重しながら委員会の審議を進めていきたいという具合に私の中では考えとして持っておりますけれども。私の性格的に言いますと圧力としてそれがかかるってくるということになるとちょっとそれは話は別だ。特にこういうような公の場ということで、はっきり意見を出す場を設定しているにもかかわらず、逆の、逆というかそういう場所でないところで何か問題が起こっているものが湧き上がって、それが外でこう議論されてここにもその中身が正確にというかね、ある分では分からない。で、議案が変更されて出てくると。その辺で何ていうんですか。協力をせないけんけど、もし圧力というようなことで理解を私がするとすれば明らかに拒否します。それだけくらいの権限は与えてもらっていいと、で、それでなければ、審議する意味が無い。出してもらって、「はいはい。はい、よろしいでしょう。」ただそれだけのために、ここで言えば、鳥取からわざわざここまで、米子からわざわざここまで出てきていただく必要も無い。ですから、この委員会というものをきちんと尊重する形で修めたいというのが、私の一番大きな今日の姿勢でございます。今、質問されまして私は私の中で整理はしようという具合に思っております。が、これは委員会の委員さんがここにおられますから、各委員さんがこれからの委員会の活動の中です、きちっとしたいいい考え方を持って、今後の委員会の運営にあたっていただけたらなって思うものですから、愚痴ようになりましたけども、ちょっと話をさせていただきました。そういうことでございますので、今、内容的には説明がございましたけども、皆さんご意見いかがでしょうか。

〔佐藤委員〕

あの、これまあ、私が発言ちょっと前回させていただきまして。非常に私もこの前回漁業者の代表として、出ておった中で、いろいろ文言が気にかかった点がございましたものですから、ここで、その中で、いろいろ湖山池のこと考えて、そして、県は県の言い分といろいろありましようが、やはり、その湖山池をうまくやっていくということですね、漁業者の方、県の方、そして、地域の方々、いろいろな、もうちょっと書き物を見たんですけど、やはり、その中で、このいう文言を入れるよりか、お互いが協力し合ってやるならば、こういう文言を改めて入れる必要はないんじゃないかということを私も思ったものですから。これが削除、昨日でしたかね、課長。

〔岸本事務局長〕

ええ、はい。

〔佐藤委員〕

ちょっとそういうようなことを耳にしたものですから、私も漁業者ですから、やはり、その文言には命令的なものがあったものですから、すぐく気になりましたものですから、発言させていただいて、これがうまい具合になるんだな。これでまた地域の方を巻き込んだ、やはりその、漁業者、県、そして、僕しょっちゅう言うんですけども、湖山池だけの問題でなしに、鳥取県の宝なんですよね。湖山池というものは。住民の方々も考えながら、みんなで肩を組んで湖山池をいい具合にしてやっていこうじゃないかということは、僕は非常にいいことですね、この文言がとれたことによって、またひとつ和気あいあいとうまい格好の湖山池が発展すればいいなという具合に私思ったわけですから僕はこれで賛成でございます。以上です。

〔小谷会長〕

その他いかがですか。よろしいですか。はい、どうぞ。

〔川原委員〕

先ほど会長がおっしゃったようにですね、この委員会の立場としては確におっしゃる通りだというふうに思います。しかし、内容的には県の担当の方たちのご尽力があって、円満なというのか、実質的な利が得られるような形で決まったので、ここから外すってということについて委員会の立場からしてはちょっと、うーん、っていうところもありますけれども、事実をとるとということではそっちのほうが良かったかなと思います。

〔小谷会長〕

その他いかがですか。よろしいですか。じゃあその今、ご説明がありました。一部変更について、ということについてはこの場で、承認をするということによろしいでしょうか。

#### <漁場計画（案）の一部変更について承認された>

### （２）漁業権の免許一斉切替えに係る漁場計画（案）について（答申）

〔小谷会長〕

そうしますと、ただ今の協議を踏まえながら、答申ということに向けての協議に入りたいと思います。この点について、もう一度説明があります。

〔松原書記〕

ご説明いたします。従前から委員会の中でご説明させていただいてるとおりで先ほどご議論いただいた湖山池の制限条件のところですね。削除されたものについて先ほど了承いただけましたので、削除された修正された漁場計画(案)のほうに対して、ご答申をいただけたらということにな

ります。今までご説明させていただいておりますけども、現状の免許等の変更点のみご説明させていただこうと思います。まず、第1号です。千代川のほうはですね。特に、日付とかですね、市町村合併の関係以外の変更はございません。第2号についても同様です。

第3号についても同様ですね。こちら日野川になります。第4号こちらが大きく変わっております。採藻となっておったところがですね、藻類になっていたところですね、蓮漁業ですね。あと漁場の区域が下流域の部分も設定するということ、あとは免許期間がですね、他の10年に比べて5年ということになっております。第5号、東郷池になります。こちらはについては採草が削除されております。すいません。4号のほうに説明漏れがありました。ボラとセイゴというのがございましたけど、そちらが現行の免許からは削除になっております。5号については第1種のところですね。藻類になってましたけど、そちらのほうは削除となっております。その他の変更はございません。以上です。

〔小谷会長〕

以上、説明がございましたが、ご意見を伺います。

〔小谷会長〕

皆さんご同意いただいたということで、この案をもって答申するということがよろしいですか。では、そういうことで決定しましたのでよろしく申し上げます。

＜漁場計画（案）について同意（異議なし）する旨を答申することが決定された＞

## 5 その他

事務局から今後のスケジュールについて説明された。

会長のあいさつをもって、第255回委員会は閉会した。

この議事録の真実を期するため、議長及び議事録署名委員をして記名、押印させる。

平成25年5月21日

議長 会長

署名委員

署名委員